

平成28年12月19日
内閣府
厚生労働省

大臣折衝事項

【保育士等の処遇改善】

保育士等の処遇については、「経済財政運営と改革の基本方針2015」等に記載されている更なる「質の向上」の一環としての2%の処遇改善に加えて、

- ・経験年数が概ね7年以上で都道府県等が実施する研修を経た中堅職員に対して月額＋4万円（園長及び主任保育士を除く職員全体の概ね1／3を対象）、
- ・経験年数が概ね3年以上で都道府県等が実施する研修を経た職員に対して月額＋5千円、

の処遇改善を行うこと。

ただし、経過措置として、平成29年度において研修に係る要件は課さないこととし、平成30年度以降は、職員の研修の受講状況等を踏まえて決定する。

あわせて、児童養護施設等や放課後児童クラブにおける職員についても、技能・経験等に応じた処遇改善を行うこと。

なお、これらの処遇改善に当たっては、予算措置が執行面で確実に賃金に反映されるよう、適切な執行を行うこととし、できる限り月給に反映させるよう努める。